

# 国との調整状況について

平成30年2月22日

大都市制度（特別区設置）協議会

事務局：副首都推進局

# 国との調整状況について

## 経過

9月29日 特別区素案を第3回協議会で提示

### 国との調整をスタート

11月6日 「各府省の質問・意見」(1回目)の受領

11月29日 総務省あて、回答を送付

12月26日 「各府省の再質問・意見」(2回目)の受領

1月10日 総務省あて、回答を送付

第6回協議会において報告済み

2月20日 「各府省の再意見」(2回目・追加分)の受領

## 各府省の質問・意見の状況

<1回目> **第6回協議会において報告済み**

7府省 20件30項目

【内訳】 質問 19項目

(事務移譲の方法2項目、組織体制の整備2項目、資料記載内容の確認等 15項目)

意見 11項目

(事務分担1項目、事務移譲の方法1項目、組織体制の整備2項目、資料記載内容7項目)

<2回目> **第6回協議会において報告済み**

2府省 2件3項目

【内訳】 質問 3項目

(組織体制の整備1項目、事務移譲の方法1項目、施設の整備1項目)

<2回目(追加分)> 《別添参照》

4府省 5件8項目

【内訳】 意見 8項目

(財政制度1項目、補助金交付の仕組み5項目、事務移譲の方法2項目)

○各府省から意見等がないものは、事務分担等に関し特段の意見がないものと扱い

○前記質問・意見のあった事項のほか財政制度など（※）に関し、以下のとおり、関係府省と調整

（※）一部の事務に関し、事務処理特例による特別区への権限移譲の可否や補助金交付の仕組みなど

関係府省	項目	国の意見(2回目・追加分)の概要
総務省	財政制度	<p>都区財政調整制度については、特別区財政調整交付金の額に「条例で定める額」を加算することを可能とする方向で検討</p> <p>地方交付税については、現行制度どおり、都区合算算定とし、現行の大阪府・大阪市の算定水準を基本とする方向で検討 （財政制度に係る国との調整状況については、資料2-2参照）</p>
文部科学省	実施主体(補助事業者)に中核市が対象となっている国庫補助事業(放課後子ども教室等の活動 など)	大阪の特別区が中核市並みの事務を担う制度設計(案)ということであれば、他の中核市と同様に、特別区が国庫補助を直接受けられるように交付要綱を改正することは構わないとの意見
厚生労働省	<p>実施主体(補助事業者)に児童相談所設置市が対象となっている国庫補助事業</p> <p>実施主体(補助事業者)に指定都市・中核市・保健所設置市が対象となっている国庫補助事業</p>	<p>事務処理特例制度の活用を念頭に協議していた児童相談所の設置について、特別区における事務執行体制等について支障がないことを確認されれば、速やかに児童相談所設置に係る政令指定に必要な手続を行うこととしたいとの意見 *児童相談所設置に係る政令指定に伴い、大阪の特別区に対し国庫補助を直接行うよう、必要に応じて要綱を改正することについては、引き続き調整させていただきたいとの意見</p> <p>大阪の特別区が実施することとした場合における国庫補助の手法に関し、要綱の改正を含め、引き続き調整するとの意見 *「生活のしづらさなどに関する調査」について、調査回答は府が集約して行うべきとの意見 *「あんしんさぽーと事業」について、都道府県・指定都市社会福祉協議会が実施する事業に対する補助のため府社協から特別区社協への委託が必要な現状を踏まえた手法を検討されたいとの意見</p>
環境省	公害健康被害補償法に関する事務	(旧)公害健康被害の補償等に関する法律施行令の改正が必要との意見

※上記のほか、厚生労働省から「社会福祉法人認可・社会福祉事業の業務管理体制の届出関係等事務」及び「乳児院等の不動産登記に関する証明書発行事務」について、国土交通省から「河川事業」について、それぞれ指摘があった

⇒上記調整を踏まえて、一部の事務の事務分担を変更。事務の執行に必要な所要の調整については引き続き行っていく